

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月5日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第9号

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程（平成20年新潟市民病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）」を「特定新型インフルエンザ等（人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）第7条の規定により人事院が定めるものをいう。）」に改め、「緊急に」を削り、「次の各号に掲げる」を「業務であって病院事業管理者が別に定めるもの」に、「当該各号に」を「1日につき4,000円以内で病院事業管理者が別に」に改め、後段及び各号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。